

○内閣府令第四十四号

食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第四条第一項の規定に基づき、食品表示基準の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成三十年九月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

食品表示基準の一部を改正する内閣府令

食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

		改 正 後	
		(義務表示の特例) 第五条 前二条の規定にかかるらず、次の表の上欄に掲げる場合にあつては、同表の下欄に掲げる表示事項の表示は要しない。	
酒類を販売する場合		酒類を販売する場合	
原材料名 国名	アレルゲン 原産	原材料名 国名	アレルゲン 原産
食品を製造し、又は加工し た場所で販売する場合 不特定又は多数の者に対し て譲渡（販売を除く。）す る場合	原材料名（特定保健用食品及 び機能性表示食品の場合を除 く。）内容量又は固形量及 び内容総量（特定保健用食品 及び機能性表示食品の場合を除 く。）栄養成分の量及び 熱量（栄養表示をしようとす る場合並びに特定保健用食品 及び機能性表示食品の場合を除 く。）食品関連事業者の姓 氏名又は名称及び住所（特定 保健用食品及び機能性表示食 品の場合を除く。）原産国	食品を製造し、又は加工し た場所で販売する場合 不特定又は多数の者に対し て譲渡（販売を除く。）す る場合	原材料名（特定保健用食品及 び機能性表示食品の場合を除 く。）内容量又は固形量及 び内容総量（特定保健用食品 及び機能性表示食品の場合を除 く。）栄養成分の量及び 熱量（栄養表示をしようとす る場合並びに特定保健用食品 及び機能性表示食品の場合を除 く。）食品関連事業者の姓 氏名又は名称及び住所（特定 保健用食品及び機能性表示食 品の場合を除く。）原産国
添加物等の規格基準第1食 品	添加物等の規格基準第1食 品	添加物等の規格基準第1食 品	添加物等の規格基準第1食 品
酒類を販売する場合		(義務表示の特例) 第五条 前二条の規定にかかるらず、次の表の上欄に掲げる場合にあつては、同表の下欄に掲げる表示事項の表示は要しない。	
酒類を販売する場合		酒類を販売する場合	
原材料名 国名	アレルゲン 原産	原材料名 国名	アレルゲン 原産
食品を製造し、又は加工し た場所で販売する場合 不特定又は多数の者に対し て譲渡（販売を除く。）す る場合	原材料名（特定保健用食品及 び機能性表示食品の場合を除 く。）内容量又は固形量及 び内容総量（特定保健用食品 及び機能性表示食品の場合を除 く。）栄養成分の量及び 熱量（栄養表示をしようとす る場合並びに特定保健用食品 及び機能性表示食品の場合を除 く。）食品関連事業者の姓 氏名又は名称及び住所（特定 保健用食品及び機能性表示食 品の場合を除く。）原産国	食品を製造し、又は加工し た場所で販売する場合 不特定又は多数の者に対し て譲渡（販売を除く。）す る場合	原材料名（特定保健用食品及 び機能性表示食品の場合を除 く。）内容量又は固形量及 び内容総量（特定保健用食品 及び機能性表示食品の場合を除 く。）栄養成分の量及び 熱量（栄養表示をしようとす る場合並びに特定保健用食品 及び機能性表示食品の場合を除 く。）食品関連事業者の姓 氏名又は名称及び住所（特定 保健用食品及び機能性表示食 品の場合を除く。）原産国
添加物等の規格基準第1食 品	添加物等の規格基準第1食 品	添加物等の規格基準第1食 品	添加物等の規格基準第1食 品

品の部D各条の項の豆腐に規定する無菌充填豆腐をいう。以下同じ。)に係る常温での保存が可能である旨及び常温で保存した場合における賞味期限である旨の文字を冠した。その年月日、食肉(鳥獸の生肉(骨及び臓器を含む。)に限る。以下この項において同じ。)の項の中欄に掲げる事項、食肉製品(食品衛生法施行令第一条第一項第四号に掲げるものに限る。以下この表において同じ。)の項の中欄に掲げる事項、乳の項の中欄に掲げる事項、乳製品の項の中欄に掲げる事項、乳又は乳製品を主要原料とする食品の項の中欄に掲げる事項、鶏の液卵(鶏の殻付き卵から卵殻を取り除いたものをいう。)の項の中欄に掲げる事項、切り身又はむき身にした魚介類(生かき及びふぐを原材料とするふぐ加工品(軽度の撒塩を行つたものを除く。)を除く。)であつて、生食用のもの(凍結させたものを除く。)の項の中欄に掲げる事項、生かきの項の中欄に掲げる事項、ゆでがにに係る飲食に供

。以下この項において同じ。  
の項の中欄に掲げる事項、  
第一条第一項第四号に掲げる  
ものに限る。以下この表にお  
いて同じ。)の項の中欄に掲  
げる事項、乳の項の中欄に掲  
げる事項、乳製品の項の中欄  
に掲げる事項、乳又は乳製品  
を主要原料とする食品の項の  
中欄に掲げる事項、鶏の液卵  
(鶏の殻付き卵から卵殻を取  
り除いたものをいう。)の項  
の中欄に掲げる事項、切り身  
又はむき身にした魚介類(生  
かき及びふぐを原材料とする  
ふぐ加工品(軽度の撒塩を行  
つたものを除く。)を除く。  
)であつて、生食用のもの(一  
凍結させたものを除く。)の  
項の中欄に掲げる事項、生か  
きの項の中欄に掲げる事項、  
ゆでがにに係る飲食に供する  
際に加熱を要するかどうかの  
別、魚肉ハム、魚肉ソーセー  
ジ及び特殊包装かまぼこの項  
の中欄に掲げる事項、ふぐを  
原材料とするふぐ加工品(輕  
度の撒塩を行つたものを除く  
。)の項の中欄に掲げる事項  
、鯨肉製品に係る気密性のあ

する際に加熱を要するかどうかの別、魚肉ハム、魚肉ソーセージ及び特殊包装かまぼこの項の中欄に掲げる事項、ふぐを原材料とするふぐ加工品（軽度の撒塩を行つたものを除く。）の項の中欄に掲げる事項、鯨肉製品に係る気密性のある容器包装に充てんした後、その中心部の温度を摂氏百二十度で四分間加熱する方法又はこれと同等以上の効力を有する方法により殺菌したもの（缶詰又は瓶詰のものを除く。）の殺菌方法、冷凍食品の項の中欄に掲げる事項、容器包装詰加圧加熱殺菌食品に係る食品を気密性のある容器包装に入れ、密封した後、加圧加熱殺菌した旨（缶詰又は瓶詰の食品、清涼飲料水、食肉製品、鯨肉製品及び魚肉練り製品を除く。）のうち、水素イオング指数が四・六を超える場合、その中心部の温度を摂氏百二十度で四分間に満たない条件下で加熱殺菌されたものであつて、ボツリヌス菌を原因とする食中毒の発生を防止するため摂氏十度以下の温度で保存をするものに係る要冷蔵である旨、缶詰の食品に係る主要な原材料名、水のみを

する容器包装に充てんした後、その中心部の温度を摂氏百二十度で四分間加熱する方法又是これと同等以上の効力を有する方法により殺菌したもの（缶詰又は瓶詰のものを除く。）の殺菌方法、冷凍食品の項の中欄に掲げる事項、容器包装詰加圧加熱殺菌食品に係る食品を気密性のある容器包装に入れ、密封した後、加圧加熱殺菌した旨（缶詰又は瓶詰の食品、清涼飲料水、食肉製品、鯨肉製品及び魚肉練り製品を除く。）のうち、水素イオング指数が四・六を超える場合、その中心部の温度を摂氏百二十度で四分間に満たない条件下で加熱殺菌されたものであつて、ボツリヌス菌を原因とする食中毒の発生を防止するため摂氏十度以下の温度で保存をするものに係る要冷蔵である旨、缶詰の食品に係る主要な原材料名、水のみを

たない条件で加熱殺菌されたものであつて、ボツリヌス菌を原因とする食中毒の発生を防止するためには摂氏十度以下の保存を要するものに係る要冷蔵である旨、缶詰の食品に係る主要な原材料名、水のみを原料とする清涼飲料水に係る殺菌又は除菌を行つていない旨（容器包装内の二酸化炭素圧力が摂氏二十度で九十八キロパスカル未満であつて、殺菌又は除菌（ろ過等により、原水等に由来して当該食品中に存在し、かつ、発育し得る微生物を除去することをいう。以下同じ。）を行わないものに限る。）及び果実の搾汁又は果実の搾汁を濃縮したものをお凍結させたものであつて、原料用果汁以外のものに係る「冷凍果実飲料」の文字を除く。）

殺菌又は除菌を行つていない旨（容器包装内の二酸化炭素圧力が摂氏二十度で九十八キロパスカル未満であつて、殺菌又は除菌（ろ過等により、原水等に由来して当該食品中に存在し、かつ、発育し得る微生物を除去することをいう。以下同じ。）を行わないものに限る。）及び果実の搾汁又は果実の搾汁を濃縮したものを凍結させたものであつて、原料用果汁以外のものに係る「冷凍果実飲料」の文字を除く。）

**第十条** 食品関連事業者が業務用加工食品を販売する際（容器包装に入れないので、かつ、設備を設けて飲食させる施設における飲食の用に供する場合、食品を製造し、若しくは加工した場所における販売の用に供する場合又は不特定若しくは多数の者に

2

2  
〔同上〕

**第十条** 食品関連事業者が業務用加工食品を販売する際（容器包装に入れないで、かつ、設備を設けて飲食させる施設における飲食の用に供する場合、食品を製造し、若しくは加工した場所における販売の用に供する場合又は不特定若しくは多数の者に

対する譲渡（販売を除く。）の用に供する場合を除く。）には、次の各号に掲げる表示事項がそれぞれ第三条及び第四条に定める表示の方法に従い表示されなければならない。この場合において、第三条第一項ただし書の規定は適用しない。

「一〇十三 略」  
「十三の二 無菌充填豆腐に関する事項  
「十四〇三十 略」  
〔2〇4 略〕

（義務表示の特例）

第十一條 前条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる場合にあつては、同表の下欄に定める表示事項の表示は要しない。

容器包装に入れないので販売する場合	保存の方法 味期限 製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称 L-フェニルアラニン化合物を含む旨 食品である旨 即席めん類に 関する事項 食肉（鳥獸の生肉（骨及び臓器を含む。）に 限る。）に関する事項 製品（食品衛生法施行令第一 条第一項第四号に掲げるもの に限る。）に関する事項 乳製品に関する事項 原料とする食品に関する事項 乳又は乳製品を主要	【略】
-------------------	---	-----

対する譲渡（販売を除く。）の用に供する場合を除く。）には、次の各号に掲げる表示事項がそれぞれ第三条及び第四条に定める表示の方法に従い表示されなければならない。この場合において、第三条第一項ただし書の規定は適用しない。

「一〇十三 同上」  
「号を加える。」  
「十四〇三十 同上」  
〔2〇4 同上〕

（義務表示の特例）

第十一條 前条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる場合にあつては、同表の下欄に定める表示事項の表示は要しない。

容器包装に入れないので販売する場合	保存の方法 味期限 製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称 L-フェニルアラニン化合物を含む旨 食品である旨 即席めん類に 関する事項 食肉（鳥獸の生肉（骨及び臓器を含む。）に 限る。）に関する事項 製品（食品衛生法施行令第一 条第一項第四号に掲げるもの に限る。）に関する事項 乳製品に関する事項 原料とする食品に関する事項 乳又は乳製品を主要	【同上】
-------------------	---	------

鶏の液卵に関する事項	切
り身又はむき身にした魚介類	
(生かき及びふぐを原材料と	
するふぐ加工品(軽度の撒塩	
を行つたものを除く。)を除	
く。)であつて、生食用のも	
の(凍結させたものを除く。	
)に関する事項 生かきに関	
する事項 ゆでがにに関する	
事項 魚肉ハム、魚肉ソーセ	
ージ及び特殊包装かまぼこに	
関する事項 ふぐを原材料と	
するふぐ加工品(軽度の撒塩	
を行つたものを除く。)に関	
する事項 鯨肉製品に関する	
事項 冷凍食品に関する事項	
ミネラルウォーター類に関	
する事項 冷凍果実飲料に関	
する事項	

鶏の液卵に関する事項	切
り身又はむき身にした魚介類	
(生かき及びふぐを原材料と	
するふぐ加工品(軽度の撒塩	
を行つたものを除く。)を除	
く。)であつて、生食用のも	
の(凍結させたものを除く。	
)に関する事項	生かきに関
する事項	ゆでがにに関する
事項	魚肉ハム、魚肉ソーセ
ージ及び特殊包装かまぼこに	
関する事項	ふぐを原材料と
するふぐ加工品(軽度の撒塩	
を行つたものを除く。)に関	
する事項	鯨肉製品に関する
事項	冷凍食品に関する事項
容器包装詰加圧加熱殺菌食	
品に関する事項	缶詰の食品
に関する事項	ミネラルウオ
リターレ類に関する事項	冷冻
果実飲料に関する事項	

「一〇十 略」

「の二 無菌充填豆腐に関する事項

「十一〇二十七 略」

(義務表示の特例)

第二十条 前二条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる場合にあつては、同表の下欄に掲げる表示事項の表示は要しない。

生産した場所で販売する場合又は不特定若しくは多数の者に対して譲渡（販売を除く。以下この表において同じ。）する場合	名称（容器包装に入れられたシャン化物を含有する豆類、アボカド、特定若しくは多数の者に対して譲渡（販売を除く。以下この表において同じ。）する場合	、ネクタリン、パイナップル、バナナ、パパイヤ、ばれいしょ、びわ、マルメロ、マンゴー、もも、りんご、食肉（鳥獸の生肉（骨及び臓器を含む。）に限る。）、生乳、生めん羊乳、鶏の殻付き卵、切り身又はむき身にした魚介類（生かき及びふぐを除く。）であつて、生食用のもの（凍結させたものを除く。）、ふぐの内臓を除去し、皮をはいだもの並びに切り身にしたふぐ、ふぐの精巢及びふぐの皮で生食用でないものの、切り身にしたふぐ、ふぐの精巢及びふぐの皮であつて、生食用のもの、冷凍食品のうち、切り身又はむき身にした魚介類（生かきを除く。）を凍結させたもの
--	---	--

「一〇十 同上」

「号を加える。」

「十一〇二十七 同上」

(義務表示の特例)

第二十条 前二条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる場合にあつては、同表の下欄に掲げる表示事項の表示は要しない。

生産した場所で販売する場合又は不特定若しくは多数の者に対して譲渡（販売を除く。以下この表において同じ。）する場合	名称（容器包装に入れられたシャン化物を含有する豆類、特定若しくはおうとう、かんきつ類、キウイー、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリ（骨及び臓器を含む。）に限る。）、生乳、生山羊乳、生めん羊乳、鶏の殻付き卵、切り身又はむき身にした魚介類（生かき及びふぐを除く。）であつて、生食用のもの（凍結させたものを除く。）、ふぐの内臓を除去し、皮をはいだもの並びに切り身にしたふぐ、ふぐの精巢及びふぐの皮であつて生食用でないもの、切り身にしたふぐ、ふぐの精巢及びふぐの皮であつて、生食用のもの、冷凍食品のうち、切り身又はむき身にした魚介類（生かきを除く。）を凍結させたもの及び生かきを除く。）原産地内容量
--	---

及び生かきを除く。) 原産地 内容量 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所 玄米及び精米に関する事項  
事項 栽培方法 (しいたけに以下同じ。) 解凍した旨 (水産物に限る。以下同じ。) 養殖された旨 (水産物に限る。以下同じ。) 養殖された旨 (水産物に限る。以下同じ。) 養殖された旨 (水産物に限る。以下同じ。) 養殖された旨 (水産物に限る。以下同じ。)

〔略〕	〔略〕
-----	-----

(義務表示の特例)

第二十五条 前条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる場合にあつては、同表の下欄に定める表示事項の表示は要しない。

設備を設けて飲食させる施設における飲食の用に供する場合、若しくは加工した場所における販売の用に供する場合又は不特定の用に供する場合	名称 (容器包装に入れられたシアン化合物を含有する豆類) アボカド、キウイー、ざくろ、すもも、西洋なし ナ、パパイヤ、ぱれいしょ、びわ、マルメロ、マンゴー、もも、りんご ネクタリン、バイナップル、バナナ
---	---

又は名称及び住所 玄米及び精米に関する事項 栽培方法 (しいたけに限る。以下同じ。) 解凍した旨 (水産物に限る。以下同じ。) 養殖された旨 (水産物に限る。以下同じ。) 養殖された旨 (水産物に限る。以下同じ。) 養殖された旨 (水産物に限る。以下同じ。) 養殖された旨 (水産物に限る。以下同じ。)

(義務表示の特例)

第二十五条 前条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる場合にあつては、同表の下欄に定める表示事項の表示は要しない。

設備を設けて飲食させる施設における飲食の用に供する場合、若しくは加工した場所における販売の用に供する場合又は不特定の用に供する場合	名称 (容器包装に入れられたシアン化合物を含有する豆類) アボカド、キウイー、ざくろ、すもも、西洋なし ナ、パパイヤ、ぱれいしょ、びわ、マルメロ、マンゴー、もも、りんご ネクタリン、バイナップル、バナナ 、食肉 (鳥獸の生肉 (骨及び臓器を含む。)) に限る。)、生乳、生山羊乳、生めん羊乳、鶏の殻付き卵、切り身又はむき身にした魚介類 (生かき及びふぐを除く。) であつて、生食用のもの (凍結させたものを除く。)、ふぐの内臓を除去し、皮をはいて同じ。)
---	--

〔同上〕	〔同上〕
------	------

〔略〕	食品	〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕	用語	〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕	定義	〔略〕	〔略〕	〔略〕
<p>(義務表示)</p> <p>第二十九条 食品関連事業者以外の販売者が容器包装に入れられた生鮮食品を販売する際には、次の各号に掲げる表示事項が第十八条及び第十九条に定める方法に準じて表示されなければならない。</p> <p>〔一〕五 略</p> <p>六 アボカド、あんず、とうとう、かんきつ類、キウイー、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、パイナップル、バナナ、パパイヤ、ばれいしょ、びわ、マルメロ、マンゴー、もも及びりんごに関する事項 〔七〕十四 略</p>				

別表第三（第二条関係）

〔同上〕	食品	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	用語	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	定義	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
<p>(義務表示)</p> <p>第二十九条 食品関連事業者以外の販売者が容器包装に入れられた生鮮食品を販売する際には、次の各号に掲げる表示事項が第十八条及び第十九条に定める方法に準じて表示されなければならない。</p> <p>〔一〕五 同上</p> <p>六 あんず、とうとう、かんきつ類、キウイー、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、バナナ、びわ、マルメロ、もも及びりんごに関する事項 〔七〕十四 同上</p>				

別表第三（第二条関係）

次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。

一 家畜、家きん若しくは家兎の肉を塩漬し又は塩漬しないで、ひき肉したもの（以下この表、別表第四、別表第五及び別表第二十二のソーセージの項において単に「原料畜肉類」という。）に、家畜、家きん若しくは家兎の臓器及び可食部分を塩漬し又は塩漬しないで、ひき肉し又是すりつぶしたもの（以下この表、別表第四及び別表第二十二のソーセージの項において単に「原料臓器類」という。）又は魚肉若しくは鯨肉を塩漬し又は塩漬しないで、ひき肉し又はすりつぶしたもの（魚肉及び鯨肉の原材料及び添加物に占める重量の割合が十五パーCENT未満であるものに限る。以下この表及び別表第四のソーセージの項において単に「原料魚肉類」という。）を加え又は加えないで、調味料及び香辛料で調味し、結着補強剤、酸化防止剤、保存料等を加え又は加えないで練り合わせたものをケーシング等に充てんした後、くん煙し又はく

次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。

一 家畜、家きん若しくは家兎の肉を塩漬し又は塩漬しないで、ひき肉したもの（以下この表、別表第四及び別表第二十二のソーテージの項において単に「原料畜肉類」という。）に、家畜、家きん若しくは家兎の臓器及び可食部分を塩漬し又は塩漬しないで、ひき肉し又はすりつぶしたもの（以下この表、別表第四及び別表第二十二のソーテージの項において単に「原料臓器類」という。）又は魚肉若しくは鯨肉を塩漬し又は塩漬しないで、ひき肉し又はすりつぶしたもの（魚肉及び鯨肉の原材料及び添加物に占める重量の割合が十五パーセント未満であるものに限る。以下この表及び別表第四のソーテージの項において単に「原料魚肉類」という。）を加え又は加えないで、調味料及び香辛料で調味し、結着補強剤、酸化防止剤、保存料等を加え又は加えないで練り合わせたものをケーシング等に充てんした後、くん煙し又はくん煙しない

リオナソ ーセージ	〔略〕	ボロニア ソーセー ジ	〔略〕	ん煙しないで加熱し又は乾燥したもの（原料畜肉類中家畜及び家きんの肉の重量が家兎の肉の重量を超えるかつ、原料畜肉類の重量が原料臓器類の重量を超えるものに限る。） 〔二五 略〕
この表の中欄に掲げるソーセージに係るこの表の下欄四に規定するもののうち、原料臓器類（豚の脂肪層を除く。）及び原料魚肉類を加えてい	〔略〕	次に掲げるものをいう。 一 この表の中欄に掲げるソーセージに係るこの表の下欄一又は三に規定するもののうち、牛腸を使用したもの又は製品の太さが三十六ミリメートル以上のものが三十六ミリメートル以上のも	〔略〕	の重量が家兎の肉の重量を超えるかつ、原料畜肉類の重量が原料臓器類の重量を超えるものに限る。） 〔二五 略〕

リオナソ ーセージ	〔同上〕	ボロニア ソーセー ジ	〔同上〕	で加熱し又は乾燥したもの（原料畜肉類中家畜及び家きんの肉の重量が家兎の肉の重量を超えるかつ、原料畜肉類の重量が原料臓器類の重量を超えるものに限る。） 〔二五 同上〕
この表の中欄に掲げるソーセージに係るこの表の下欄四に規定するもののうち、原料臓器類（豚の脂肪層を除く。）及び原料魚肉類を加えてい	〔同上〕	この表の中欄に掲げるソーセージに係るこの表の下欄一又は三に規定するもののうち、牛腸を使用したもの（豚腸を使用したもの及び羊腸を使用したもの）と表示されたもの	〔同上〕	の重量が家兎の肉の重量を超えるかつ、原料畜肉類の重量が原料臓器類の重量を超えるものに限る。） 〔二五 同上〕

別表第十九（第四条、第五条関係）

充 填 豆 腐 に 規 定 す る 無 菌 の 項 の 豆 腐 の 部 D 各 条 1 食 品 の 基 準 第 1 食 品 の 規 物 等 の 規 品 、 添 加 豆 腐 ( 食 無 菌 充 填 )	類 マ カ ロ ニ	「 略 」	食品
冠 の で 賞 し 文 あ 味 お た 字 る 期 け 場 保 び あ た そ を 旨 限 る 合 存 常 可 の う。 る。 「常 温 保 存 可 能 品 」 の 文 字 を 表 示 す	表示 事 項	表示 の 方 法	

「 略 」			ないもの（この表の中欄に掲げるボ ロニアソーゼージに係るこの表の下 欄二に規定するものを除く。）をい う。
「 略 」	「 略 」		
「 略 」	「 略 」		

別表第十九（第四条、第五条関係）

「 項 を 加 え る 。」	類 マ カ ロ ニ	「 同 上 」	食品
	表示 事 項	表示 の 方 法	
	「 同 上 」	「 同 上 」	
	「 同 上 」	「 同 上 」	

「 同 上 」			ないもの
「 同 上 」	「 同 上 」		
「 同 上 」	「 同 上 」		

類んうおん 、き、うず キつかと、あ	ド アボ カ	「略」	食品	別表第二十三（第十三条関係） 〔略〕 即席めん類に関する事項 無菌充填豆腐に関する事項 食肉（鳥獸の生肉（骨及び臓器を含む。）に限る。）に関する事項 「略」	「略」 〔略〕 「略」 〔略〕	「略」 〔略〕 「略」 〔略〕	「略」 〔略〕 「略」 〔略〕	「略」 〔略〕 「略」 〔略〕	「略」 〔略〕 「略」 〔略〕	「略」 〔略〕 「略」 〔略〕
--------------------------	--------------	-----	----	---	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

「キつかと、あ 、ウ類んうおん ザイ、き、うず	「同上」	「同上」	食品	別表第二十三（第十三条関係） 〔同上〕 即席めん類に関する事項 〔項を加える。〕 食肉（鳥獸の生肉（骨及び臓器を含む。）に限る。）に関する事項 「同上」	「同上」 〔同上〕 「同上」 〔同上〕	「同上」 〔同上〕 「同上」 〔同上〕	「同上」 〔同上〕 「同上」 〔同上〕	「同上」 〔同上〕 「同上」 〔同上〕	「同上」 〔同上〕 「同上」 〔同上〕	「同上」 〔同上〕 「同上」 〔同上〕
-------------------------------	------	------	----	---	------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------

「略」	アボカド、あんず、すもも、西洋なし、ネクタリン、パイナップル、バナナ、パパ	んご びも りも	及 も も	ン ゴ マ	ロ ル メ	マ ル メ	び わ 、	し よ 、	ば れ い	イ ヤ 、	パ ナ 、	バ ナ 、	ブ ル 、	イ ン チ タ 、	ン ク シ タ 、	西 洋 リ ネ な	も も リ ネ な	ろ も シ タ 、	ウ ギ リ ス ク シ タ 、	イ イ ス タ 、

「同上」	あんず、おうとう、かんきつ類、キウイー、ざくろ、すもも、及びりん	ご り ん 及	び も 及	メ ロ 、	、 マ ル 、	バ ビ 、	リ ナ ナ	ネ ン わ	な ナ ナ	、 ナ タ 、	、 タ 、								

備考 表中の「」の記載は注記である。	イヤ、ばれいしょ、びわ、マルメロ、マンゴー、もも及びりんごに 関する事項 「略」  〔同上〕
-----------------------	--

附  
則

この府令は、公布の日から施行する。